

見世物の規制と制度化をめぐる近代盛り場の変遷

—公園・博覧会・勸工場—

田中裕 二*

目次

はじめに 研究史と本稿の目的

一 寺社境内から公園制度への転換

二 街路をめぐる規制—車社会の到来—

三 盛り場を巡る香具師の取締り

四 盛り場における収税強化

五 見世物興行からの脱却 博覧会場としての上野公園

六 博覧会から勸工場、そして百貨店へ

おわりに

キーワード 見世物 収税 人力車 馬車 陳列 上野公園

浅草公園

はじめに 研究史と本稿の目的

明暦三年（一六五七）の大火は江戸の大半を焼き尽くし、元文二年（一七三七）の火事では寛永寺の本坊等が焼けた。延焼を防ぐため両国橋東西や下谷広小路、また上野の東南に山下に火除地が作られ、その広小路に床店や葎簀張の小屋が建ち並び、江戸有数の盛り場となる。東叡山寛永寺がある上野地域は、日光東照宮や芝増上寺とならび、徳川将軍

家の聖地としての性格を持つ一方、庶民にとっては江戸随一の花見の名所であり、行楽地としての性格も有していた。

徳川将軍家の墓所¹聖地と、その周辺に付随する盛り場²俗は、聖と俗の二面性を併せ持っていた。この上野地域の大きな転換点となったのは、言わずと知れた戊辰戦争である。徳川家に忠誠を誓う彰義隊と薩摩・長州を中心とした薩長連合が激突した、いわゆる上野戦争によって、寛永寺境内の伽藍は灰燼に帰してしまう。焼失した境内の利用方法については、紆余曲折を経て、オランダ人医師ボードウィン (Bauduin) の提案により公園になったことは誰もが知るところである。

ここで、近代の上野公園が果たした役割について主な研究史を整理したい。徳川将軍家の墓所から明治天皇がページェントを演出する格好の場として機能し、江戸から明治に時代が変わるとともに、上野公園は將軍家の御威光を演出する空間から、天皇自らが近代を演出していく空間へと変貌を遂げていったと吉見俊哉は指摘する（『都市のドラマトウルギー』³）。そして、明治以降に古式に則って創られた新しい儀礼的な伝統に則り、それまで直接見ることがなかった権力者を、民衆から見える天皇として、巡幸や行幸を積極的に行い、可視化された天皇が演出されていく、その視覚的な支配が浸透していく過程は、タカシ・フジタニ『天皇のページェント』に詳しい⁴。さらに原武史により、見られることによる近代日本の支配関係が解き明かされている⁵。また東京が官によって都市化される過程で、盛り場の取締りが強化されていったことを指摘

*東京都江戸東京博物館学芸員

した石塚裕道がいる⁴。

次に、上野台地周辺や隅田川の両国橋を挟み、東西に発生した盛り場やそこに集う非定住の芸能民については、聖と俗の視点で歴史学・民俗学あるいは都市史の分野において理論化されてきた。その代表格は網野善彦であろう。中世の日本では、門前、市場、河原、橋などには遍歴漂泊する職人や芸能民が集い世俗に縛られず、そこではいわばアジールのな「無縁」の原理がはたらく「聖」なる場所が成立すると『無縁・公界・楽』で語る。この網野の論をふまえて、解放区であった河原や橋のたもととの在り方が、近世の江戸にもそのまま受け継がれ、私有化されない境界領域としての河原、広小路の空間に「無縁」の原理がはたらくことを、陣内秀信は『東京の空間人類学』で明らかにしている。さらに、網野・陣内のこの「無縁」原理を継承しつつ、神崎宣武は両国回向院、浅草寺、上野台地を聖域とみて、それに隣接する地域である聖と俗の中間領域に盛り場が開けたとみる⁵。

このように上野公園の機能や盛り場をめぐることは、碩学による層の厚い研究成果がある。それでは本稿における独自性はどこに見いだせるのだろうか。寺社地を公園という制度の枠組みの中に、そして広小路や街路といった公道は、明治初年に官の統制に回収されていたのだが、この官に回収されるプロセスを、取締法令や実態の事例を丹念に積み重ねること、その背景について再検証を試みたい。具体的には、見世物興行の実施は警視庁への届出制になり、上野公園は内務省の所管となったが、それ以外の浅草・芝・深川・飛鳥山公園は、東京府が最終的に許可を出す体制になり、見世物興行は街路から排除され、官が管理する公園の中に囲い込まれていった背景を検証していく。また広小路や橋詰に形成された床店・葎簀張りの撤去の背景について、いままで語られることが少なかつた収税と交通の両面から具体的な事例を検証しながら、少しでも実相に迫ればと考えている。

警察機構により街路から排除されていく見世物を中心とした江戸の盛り場は、官＝東京府が統制する浅草公園に包摂されていく。一方、江戸の見世物や徳川將軍家＝前時代の江戸的な名残からの脱却を図る上野公園は、内務卿の大久保利道が率いる内務省の管轄の下、国策と運動した内国勸業博覧会の開催で大成功をおさめる。そして、博覧会が終了した後、売れ残った物品は、東京府が運営する永楽町の勸工場に引き継がれていく。

一対一で客と対峙し、時には交渉や目利きの能力が試される対面販売を原則とする江戸以来の座売りの販売方式から、不特定多数の顧客に大量の製品を並べ、効率的に披露する博覧会の展覧手法は、勸工場を通じて百貨店へと受け継がれていく。座売りから陳列展示あるいは陳列販売方式への転換は、単に販売手法の変化だけに留まらず、都市生活者の消費行動にまで影響を与えた。それについては最後に、博覧会から勸工場を経由して明治末の百貨店に至る経緯を、初田亨の研究にたよりながら言及するつもりである。

一 寺社境内から公園制度への転換

上野戦争により焼野原となった東叡山寛永寺境内は、陸軍省、文部省、東京府の間で活用方法について議論されたが、二転三転してなかなか決まらなかつた。先ず明治三年（一八七〇）大学東校（旧西洋医学所）の移転先とする案が浮上する。太政官は学校の移転先及び病院の建設用地として上野寛永寺に要望を出す、寛永寺は抵抗。しかし抵抗むなしく病院建設が着手される。さらに明治五年（一八七二）文部省は病院だけではなく、大学南校（旧開成所）も含め、学校の建設用地として山内全域を要求してきた。それに対し、寛永寺と東京府は反対。最終的にオランダ人医師ポードウインの提言を受け、大久保利道が英断を下し、明治

六年（一八七三）一月、公園設置の太政官布が出され、ついに寛永寺境内の活用方向性が定まった。近代の公園制度の端緒として、しばしば取り上げられる布告である。

太政官布告 第十六号

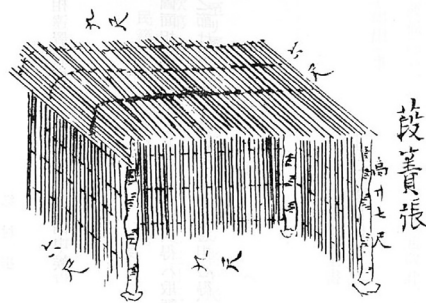
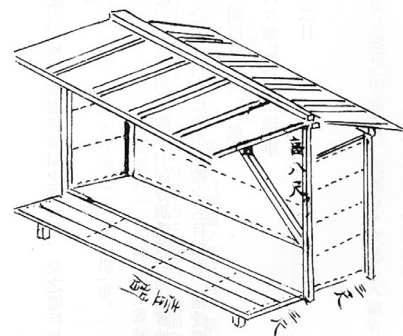
三府を始、人民輻輳の地にして古来の勝区名人の旧跡等、是迄群集遊觀の場所（東京に於ては金竜山浅草寺、東叡山寛永寺境内の類、京都に於ては八坂社清水の境内嵐山の類、総て社寺境内除地或は公有地の類）従前高外除地に属せる分は、永く万人偕楽の地とし、公園と可被相定に付、府県に於て右地所を抉ひ、其景況巨細取調図相添、大蔵省へ可伺出事

明治六年一月十五日 太政官

東京府は公園として相應しい場所五箇所を選定する。それが、金竜山浅草寺（浅草公園）、東叡山寛永寺（上野公園）、三縁山増上寺（芝公園）、富岡八幡社（深川公園）、飛鳥山（飛鳥山公園）であった。主に江戸から続く景勝地の社寺が選定され、新しく「公園」として制度化され、東京府といった官行政が社寺を管轄・管理することになったのである。物的空間としては公園と名前が変わっても、明治以前の江戸時代の社寺境内が継承されたが、そこを官一民の所有の区別にともなうて官有の「公」という空間としての公園を創設したことは、都市空間全体としては江戸期に比べて劇的な組替え、編成がなされた。公園は官（行政）によって創設、管理され、制度システムとしての公園が始まった契機であった（小野良平『公園の誕生』⁶）。

明治八年（一八七五）十月、公園地の所管が東京府から内務省博物局へ移管され、内務卿大久保利通の上野巡視により、山内の主要部分は博物館用地となる。翌年の明治九年（一八七六）上野公園が開園し、江戸

組運床店



【図1】『東京市史稿市街篇第五十四』（東京都、昭和38年）297頁

以来の盛り場的な要素の排除が進んでいく。徳川の聖地であり、庶民が集う盛り場としての上野広小路界隈は、江戸以来続いてきた手品・講釈・軽業等の見世物は排除され、床店・葎簀張の強制撤去が行われたのである【図1】。

上野山下の床店は、戊辰戦争でその半数が焼け出されたが、その後復興の願いが出されて許可を受けていた。明治新政府になっても徳川の治世と変わらぬ景観が続いていたが、火除地に常設化していた床店の撤去と、その土地を管理してきた請負人を廃止する布達で明治八年（一八七五）十一月に出される。この地域は請負人が借地料を払って管理していたが、公園内の下水修繕、並びに道路拡幅を理由に引払いが命じられたのである。生活の場を突如として奪われることになった住民から猛反発が起こり、東京府知事宛てに何度も嘆願書が出された。そこで、当地を管轄していた内務省のトップ大久保利通内務卿に東京府知事が伺いをたてるが、「公園朱引内」を理由に冷徹に却下されてしまう⁷。そ

してついに明治九年（一八七六）年十一月、上野山下の元東叡山火除地の床店の撤去が完了するのである。同年（一八七六）四月には、上野公園の整備が次第に進んできたという理由から、公園内の立売・音曲等は「不体裁」なので禁止するという布達も出ている。

このように、火除地や街路において請負人の管理の下、床店や葎簀張の小屋で展開されてきた盛り場の取締りが強化されていったわけだが、一掃された訳ではない。公園の一定の場所で、東京府から許可を得て実施する形態に変わったのである。江戸以来の見世物興行は、新たに公園に指定された浅草公園（浅草寺境内）で、明治になっても変わらず実施されていた。請負人に委託されていた広小路の管理は官に回収され、見世物興行は街路での活動に制約を受けることになったのである。

興行を行う者は警視庁に申請し、警視庁から公園を管轄する東京府へ不都合がないか照会を求め、東京府はそれに対し、許可を出すという仕組みになり、見世物興行の統制が官によって図られるようになった。東京府と警視庁の往復文書を読むと、見世物興行の内容と実施場所が浅草に集中していたことがわかる【表1】。見世物興行は浅草公園に集約され、場所も期間も限定された厳密な意味での許可制になった。ところが、明治十年（一八七七）見世物興行の申



【図2】歌川広重（3代）画「上野公園地御臨幸」明治12年（1879）
資料番号91200184～86

請はほぼ「差支無し」と東京府から許可され、明治以降も江戸時代と変わらぬ見世物興行が、浅草公園の中という限定付きだが、連続と続いていたのである。つまり生人形や犬猿の芸、寄席やカラクリ等、江戸以来変わらぬ市井の芸能が、公園という新しい制度の枠組みの中で、東京府の許可制になり、公園以外の広小路や橋詰、街路といった請負人が管理する半自治的な空間における興行は、明治五年（一八七二）から明治十年（一八七七）代にかけて徐々に姿を消していった。公園以外の街路は警視庁が目光らせ、許可した場所以外での興行や出店について、特に街路で往来の妨げになる床店や葎簀張といった仮設の店舗は徹底して排除されていったのである。

上野公園は内務省管轄の下、国の政策を浸透させるために博覧会に代表されるような、国家イベントを行い、さらに、そこに明治天皇が行幸し、国民に対して統治者と被治者を視覚的に印象付ける、いわゆるページェントの空間となっていく【図2】。

二 街路をめぐる規制——車社会の到来——

明治五年（一八七二）十一月に施行された現在の軽犯罪法に当たる東京違式註違条例により、第八條「往来又ハ下水外河中等へ家作並孫庇等ヲ自在ニ張出シ或ハ河岸地除地等へ願ナク家作スル者」【図3】また、第二十條「願ナク床店葎簀張等ヲ取建ル者」【図4】といったように、河岸や火除地等の街路に許可なく床店や葎簀張を建てることは従来の妨げになるとして、違反者からは罰金を取るまでに至った。その理由はいくつか考えられる。幕末の開港により欧米人が闊歩するようになると、大道芸などの見世物が街路から排除されていった。開国とそれに伴う欧米人の「まなざし」や、文明国の基準から非文明的とみなされた見世物興行が、欧米人の「見えない場所」へ移されていった側面もあろう。し

【表1】見世物興行許可に関する東京府警視庁往復文書（「公園地観セ物等警視往復東京府庶務課」）

1	明治10年	1877	1月8日	佐々木兵次郎	浅草寺泉蔵院上地町屋	見世物	浅草公園	見世物興行願い	承知
2	明治10年	1877	1月18日	大橋直外1名	下谷金杉村28番地	見世物	浅草公園	見世物興行願い	2月中に限り承知
3	明治10年	1877	1月18日	篠原米松	深川御船蔵前町18番地	八陣運動	深川公園	60日間見世物興行願い	差支無し
4	明治10年	1877	1月25日	佐々木峰吉	浅草寺誠心院上地町家	猿綱渡り	浅草公園	100日間延期願い	2月中に限り允許
5	明治10年	1877	2月22日	山野久二郎他2名	浅草芝崎町8番地	生人形・猿綱渡り	浅草公園	延期願い	差支無し
6	明治10年	1877	2月28日	松井芳五郎	浅草南元町33番地	犬・猿芸	浅草公園	15日間延期願い	允許
7	明治10年	1877	3月1日	大橋直	下谷金杉村28番地	見世物	浅草公園	再度延期願い	允許
8	明治10年	1877	3月3日	森田石左衛門他10名	浅草吉野町	鳥餅店	浅草公園	鳥餅店営業願い	差戻し
9	明治10年	1877	3月2日	松本三右衛門	浅草南馬道新町11番地番地	電信器械	浅草公園	15日間の興行願い	允許
10	明治10年	1877	3月7日	町田巳之助外1名	浅草田島町	見世物	浅草公園	30日間の延期願い	允許
11	明治10年	1877	3月12日	佐々木峰吉外3名	浅草寺誠心院上地町家	見世物	浅草公園	延期願い	允許
12	明治10年	1877	3月16日	大橋直	-	見世物	浅草公園	30日間の興行願い	允許
13	明治10年	1877	3月20日	毛利市之助外1名	-	生人形・八陣運動	浅草公園・深川公園	延期願い	允許
14	明治10年	1877	3月21日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目	生人形	浅草公園	100日間延期願い	允許
15	明治10年	1877	3月23日	羽生民	浅草花川戸町	西洋目鏡	浅草公園	4月30日まで延期願い	允許
16	明治10年	1877	3月28日	土屋弥五右衛門外9名	王子村	鹿養張茶店	飛鳥山公園	出店調理	許可
17	明治10年	1877	4月4日	森田六三郎	浅草公園内	花木縦覧	浅草公園	縦覧願い	差支無し
18	明治10年	1877	4月4日	平野儀助他2名	浅草金龍山下瓦町	見世物	浅草公園	興行願い	平野儀助以外2名は允許
19	明治10年	1877	4月9日	町田巳之助外2名	浅草田島町	エレキ・倭杖・生人形	浅草公園	興行願い	允許
20	明治10年	1877	4月13日	平野儀助	浅草金龍山下瓦町	見世物	浅草公園	興行願い取調の結果	不可
21	明治10年	1877	4月13日	町田金太郎	町田仁右衛門の持小屋借受	生人形	浅草公園	興行願い	差支無し
22	明治10年	1877	4月18日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目	見世物	浅草公園	興行願い	差支無し
23	明治10年	1877	4月18日	沼田定次郎	南伝馬町1丁目	揚弓店	芝公園	開業願い	差支無し
24	明治10年	1877	4月20日	佐々木峰吉	浅草馬道3丁目	見世物	浅草公園	興行願い	差支無し
25	明治10年	1877	5月2日	羽生民	浅草花川戸三田太吉同居	西洋目鏡	浅草公園	5月30日まで延期願い	差支無し
26	明治10年	1877	5月3日	松井芳五郎	浅草南元町	犬・猿芸	浅草公園	50日間延期願い	差支無し
27	明治10年	1877	5月7日	福田綱太郎	東京組屋町	揚弓店	芝公園	開業願い	差支無し
28	明治10年	1877	5月7日	岩村滝助	芝金杉町4丁目	揚弓店	芝公園	開業願い	差支無し
29	明治10年	1877	5月9日	大橋直	下谷金杉村	見世物	浅草公園	30日間延期願い	差支無し
30	明治10年	1877	5月9日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目	電信器械・蝦蟇	浅草公園	興行願い	差支無し
31	明治10年	1877	5月10日	山野久治郎	浅草芝崎町	細工見世物	浅草公園	50日間延期願い	差支無し
32	明治10年	1877	5月10日	大橋直外1名	下谷金杉村	見世物	浅草公園	5日間延期願い	差支無し
33	明治10年	1877	5月19日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目	見世物（目鏡）	浅草公園	興行願い	差支無し
34	明治10年	1877	5月21日	篠原米松	深川御船蔵前町18番地	見世物	浅草公園	興行願い	差支無し
35	明治10年	1877	5月23日	榊原健吉外1名	下谷上車坂町	倭杖	浅草公園	興行願い	差支無し
36	明治10年	1877	5月26日	毛利市之助	神田新銀町	生人形	浅草公園	2ヶ月延期願い	差支無し
37	明治10年	1877	5月28日	森田六三郎	-	花木縦覧	浅草公園	12月20日まで延期願い	差支無し
38	明治10年	1877	5月31日	町田巳之助外1名	浅草田島町	見世物	浅草公園	60日間延期願い	差支無し
39	明治10年	1877	6月2日	榊原健吉外1名	-	倭杖	浅草公園	延期願い	差支無し
40	明治10年	1877	6月7日	羽生民	浅草花川戸町三田太吉同居	西洋目鏡	浅草公園	100日間延期願い	差支無し
41	明治10年	1877	6月12日	寺嶋信勝・小林恭平	牛込矢来町・浅草田嶋町	見世物	浅草公園	興行願い	差支無し
42	明治10年	1877	6月8日	大橋直	-	見世物	浅草公園	60日間延期願い	差支無し
43	明治10年	1877	6月8日	野崎秀次郎	浅草南元町	見世物	浅草公園	30日間興行願い	差支無し
44	明治10年	1877	6月8日	佐々木峰吉	-	見世物	浅草公園	50日間延期願い	差支無し
45	明治10年	1877	6月12日	寺嶋信勝・小林恭平	牛込矢来町・浅草田嶋町	見世物	浅草公園	回答催促	-
46	明治10年	1877	6月21日	大橋直 外1名	下谷金杉村	見世物	浅草公園	90日間興行願い	差支無し
47	明治10年	1877	6月25日	松井芳五郎	浅草南元町	犬・猿芸	浅草公園	50日間延期願い	差支無し
48	明治10年	1877	6月21日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目	水中魚カラクリ	浅草公園	50日間興行願い	差支無し
49	明治10年	1877	6月26日	山野久二郎	-	見世物	浅草公園	50日間延期願い	差支無し
50	明治10年	1877	6月27日	加藤武兵衛	浅草馬道2丁目	西洋曲持	浅草公園	30日間興行願い	差支無し
51	明治10年	1877	6月27日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目	目鏡	浅草公園	30日間興行願い	差支無し
52	明治10年	1877	7月6日	松本三右衛門	-	活人形	浅草公園	100日間延期願い	差支無し
53	明治10年	1877	7月9日	大橋直 外1名	-	落語三味線曲弾	浅草公園	90日間興行願い	差支無し
54	明治10年	1877	7月10日	野崎秀次郎	浅草南元町	浄瑠璃併物売	浅草公園	100日間興行願い	差支無し
55	明治10年	1877	7月20日	安田勘次郎	-	生人形	浅草公園	100日間延期願い	差支無し
56	明治10年	1877	7月19日	野崎秀次郎 外1名	浅草南元町	犬芸	浅草公園	50日間興行願い	差支無し
57	明治10年	1877	7月25日	松井芳五郎	-	虎	浅草公園	50日間興行願い	差支無し
58	明治10年	1877	7月31日	町田巳之助 外1名	浅草田島町	エレキ・諸器械	浅草公園	60日間延期願い	差支無し
59	明治10年	1877	8月6日	西沢正保	神田錦町1丁目	長短塚竹	浅草公園	30日間興行願い	差支無し
60	明治10年	1877	8月3日	松本三右衛門	-	目鏡	浅草公園	50日間延期願い	差支無し
61	明治10年	1877	8月8日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目	目鏡	浅草公園	100日間延期願い	差支無し
62	明治10年	1877	8月24日	佐々木峰吉	浅草馬道3丁目	犬芸	浅草公園	50日間興行願い	差支無し
63	明治10年	1877	8月30日	山野久次郎	浅草芝崎町	毛物細工	浅草公園	50日間興行願い	差支無し
64	明治10年	1877	9月1日	加藤武兵衛・根岸治右衛門	-	相撲	浅草公園	10日間興行願い	差支無し
65	明治10年	1877	9月18日	麻生天厚 外1名	浅草北東仲町	長短柄升	浅草公園	15日間興行願い	差支無し
66	明治10年	1877	9月19日	大橋直 外1名	下谷金杉村	器械カラクリ人形	浅草公園	90日間延期願い	差支無し
67	明治10年	1877	9月25日	町田巳之助 外1名	-	器械雑段	浅草公園	60日間延期願い	差支無し
68	明治10年	1877	9月26日	青山孝輔	本石町3丁目22番地	瓦斯灯縦覧	浅草公園	12月31日まで期限延長	差支無し
69	明治10年	1877	9月27日	豊泉茂兵衛	浅草今戸町	写真眼鏡	浅草公園	12月30日まで期限延長	差支無し
70	明治10年	1877	10月4日	佐々木峰吉	浅草馬道7丁目	小鳥芸	浅草公園	50日間興行願い	差支無し
71	明治10年	1877	10月6日	大橋直・田中紋次郎	下谷金杉村・浅草南馬道3丁目	薬細工人形	浅草公園	90日間興行願い	差支無し
72	明治10年	1877	10月9日	町田金太郎	-	曲持	浅草公園	30日間興行願い	差支無し
73	明治10年	1877	10月15日	藤川兼無	浅草瓦町29番地	揚弓店	浅草公園	開業願い	戸長経由で再申請
74	明治10年	1877	10月11日	海津せん	浅草馬道4丁目	待合茶屋	浅草公園	営業願い	差支無し
75	明治10年	1877	10月29日	大橋直	下谷金杉村	獣鳥類	浅草公園	90日間興行願い	差支無し
76	明治10年	1877	10月30日	板倉鑄五郎	浅草馬道8丁目	猿芸	浅草公園	12月1日から12月20日まで興行	差支無し
77	明治10年	1877	10月31日	松田義貞	浅草馬道6丁目	投扇鏡（興）	浅草公園	出稼営業出願	差支無し
78	明治10年	1877	11月13日	平山こ右衛門	浅草今戸町	揚弓店	浅草公園	出稼営業出願	差支無し
79	明治10年	1877	11月19日	松本三右衛門	浅草馬道3丁目11番地	目鏡	浅草公園	100日間延期願い	差支無し
80	明治10年	1877	11月21日	中徳林之助	芝中門前1丁目	掛茶屋揚弓店	芝公園	営業出願	差支無し
81	明治10年	1877	12月4日	玉川久次郎	浅草東仲町	待合茶屋	浅草公園	出稼営業出願	差支無し
82	明治10年	1877	12月25日	板倉わか	浅草馬道7丁目	猿芸	浅草公園	1月1日から50日間興行願い	差支無し

「公園地観セ物等警視往復（庶務課）明治9年11月起11年12月ニ至ル」（東京都公文書館蔵）より筆者が作成



【図4】 違式註違罪目絵解 資料番号88139402-2



【図3】 違式註違罪目絵解 資料番号88139402-1

かし、往來の床店・葎簀張の撤去の理由には、馬車や人力車といった新しい乗り物の登場、つまり新時代の車社会の到来を等閑に付す訳にいかない。

江戸時代、江戸の市中では車輪がついた長持や大八車の往來には規制があった。明暦三年(一六五七)の明暦の大火では、長持(今の箆笥)に車輪が付いた車長持に家財道具を入れて曳いて逃げる人が多く、車長持が交通を妨げ、多くの死傷者が出た。そのため、明暦の大火後に、車長持の往來は禁止になった。寛文期(一六六一―一七二)には大八車が使われるようになったが、明和九年(一七七二)目黒行人坂から起きた大火のとき、家財道具を積んだ大八車が往來の妨げとなり、これまた禁令が出ている。その後、車輪が付いた荷車などは往來の妨げにならないように、たびたびお触が出たことからわかるように、なかなか規制は進まなかった¹⁰⁾。

ところが車の江戸市中への乗り入れについて、開国と共に抗し難い理由が生じた。きっかけは開国による馬車の登場である。江戸市中は歩道と車道の区別がなかったが、その車歩道の区別を設けなければならぬ時代がやってきた。すなわち外国から馬車という新しい舶來の乗り物が入ってきたことにより、街路の構造を大きく変える必要に迫られたのである。

万延元年(一八六〇)閏三月十日、オランダ副領事ポルスブルーク(Polsbroek)から、江戸市中への馬車の乗り入れについて幕府に申入れがなされた。それに対し、外国奉行の堀織部正と松平石見守らは「都下往來混雑之道路ヲ、車ニテ出行ありては、必らず過誤を生し易く」と事故の危険性を示唆しながら、馬車の江戸市中への乗り入れを拒否した¹¹⁾。

ポルスブルークはその幕府の回答に対して、馬車は文明国の乗り物で安全性も高いと反論する。「文明なる諸国ニテは、乗車にて道路市府を

往来せり、(中略)：千数の馬車往来して歩行人に妨碍あることなし¹²。馬車は車道を走り、車社会に慣れている欧米市民の交通事情と、車歩道の区別がないだけでなく、狭隘な道が曲がりくねる江戸市中を同列に論じることではできないのだが、ポルスブルークは納得いかない様子である。しかし江戸市中への車の乗り入れは、江戸の城下町を構成する複雑な道路の構造上の問題と、馬車に不慣れな江戸庶民に取って、とても容認できる代物ではなかった。

だが、オランダ副領事にも言い分はあった。「神奈川より川崎工屢々往来せしに、少しも故障あることなし」と、実際に馬車で往来しても何の支障もないというのである。「多くの外国人我例に習ひ、此地ニテ馬車を用ゆるなるべし、其故は、此法にて運輸すれハ、駕籠よりも容易ニして、且ツ速かなれハなり」。馬車の利便性と安全性を強調し、駕籠より迅速で快適だといっているのである¹³。

馬車の江戸市中への乗り入れの要望があつてから六年が経った、慶応二年(一八六六)。決定の経緯は不明だが、ついに江戸市中へ馬車による乗り入れが許可された。東京開市により築地居留地が設けられ、東京と横浜間の往来も次第に盛んになっていったことも影響したのだから¹³。その後、明治二年(一八六九)にはイギリス人が経営する乗合馬車が営業を開始し、日本人の経営による成駒屋も開業した¹⁴。

このように馬車が公道を疾走し始めたわけだが、明治初年になつても、歩道と車道という区別は一般的ではなかった。往来の交通違反を取締る立場にあつた邏卒(後の巡查)の勤務内容を記した明治四年(一八七一)の書物に、「歩行道」についての説明が載っている。そこには「是ハ馬車杯ノ通行ナク徒ニテ歩行スル道ヲ云フ」と、わざわざ説明をするほど、取締を行う側の邏卒にも、歩道の認識が一般的でなかったことがわかる¹⁵。

歩道と車道の区別がない状況と聞けば、車社会の現代に生きる我々が

先ず思い浮かべるのは、車と人の接触事故である。その懸念がついに現実となる。明治三年(一八七〇)二月九日、米国人の馭者チャールズ・ジョンソン(Charles Johnson)の馬車が、神奈川宿の神奈川町を通行していたところ、山田栄蔵妻「ユウ」にぶつかり乗り上げてしまうという事故であつた¹⁶。横浜の米国領事館で馭者「ジョンソン」の吟味が行われたが、馭者は困窮のため罰金を支払う能力がないという理由で賠償金の支払いは命じられず、拘留もなし。無罪放免という裁定が下つた。

この米国領事ライアン(Ryan)の裁定に対し、神奈川県知事の井関盛良は、再度吟味するように不服申し立てを行っている。第一に、馬車から人払いの声掛けをしても、通行人に聞こえない場合は、馬車を止めるべきであつた。第二に、馭者に支払い能力がない場合は、その雇い主が賠償金を支払うべきである。第三として、馬車に轢かれて怪我人が出ているので、馭者を牢に入れるべきである。第四に、日本人が運転する馬車が通行する時は、左方向に避けるべしと以前から布告しているが、雑踏の中を疾駆させた結果、事故を起こした馭者に過失がある¹⁷。至極全うな理由を突き付け、神奈川県は米国領事に対して裁判を要求したのである。

結論から言うと、米国による領事裁判が開かれ、馭者の逮捕や賠償金の支払いは命じられず結審した。再度吟味を求める神奈川県の申立ても却下されてしまう¹⁸。米国と神奈川県の応酬が続く中、事故が原因で明治三年(一八七〇)三月四日に「ユウ」は亡くなつてしまう。

神奈川県と米国領事の事故をめぐる交渉が不調に終わり、日本人被害者の救済は外務省と米国公使の外交交渉のレベルに舞台を移すことになった。外務卿の澤宣嘉は「相当之措置」を米国公使デロング(Dr. De Long)に要求したが、交渉は難航。一貫して米国人馭者の過失は認めず頑として再審は行わなかつた。そうしている間に、馭者「ジョンソン」は行方不明になり、外務省と米国公使の押し問答が繰り返されるばかり



【図5】昇齋一景画「東京名所三十六戲撰京はし」
明治5年(1872) 資料番号10200197

で、交渉は平行線をたどる。米国の見解は、第一に「不慮之災害」である。第二に馭者「ジョンソン」は困窮の者で裁判を起こしても「其甲斐無之」。第三に賠償金は米国人「ジョンソン」を雇った英国の「ランゴン組」に求めるべきである。第四に米国の法律では一事件で二度裁くことはできず「耶蘇教ヲ奉スル国之通則」であるというスタンスであった¹⁹。米国人馭者の再審を断念し、馭者を雇っていた英国の馬車会社を訴えたのは、事故が起きてから二年が経過した明治五年(一八七二)八月になってからであったが、結局、賠償金は支払われなかったようである²⁰。

車の規制という籠が外れた途端、馬車や人力車が疾駆する車社会が到来したのである²¹。その結果、公道は馬車や車が入り乱れ、収集がつかなくなっていくた【図5】。橋詰や広小路といった主要幹線道路に成り得る街路に張り出し、往來を妨げる床店や葎簧張は、円滑な交通にとっては障壁でしかなかった。前節でみたように、広小路の道路拡張のため床店を完全撤去する強硬手段に出る必要があったのである。

三 盛り場を巡る香具師の取締り

次に、盛り場で見世物を興行として生計を立てていた香具師たちにも規制の網がかかった²²。幕末から明治初年にかけて、三百諸侯いた各国の大名はそれぞれの国々に帰国。その結果、大名屋敷や空き家には強盗が住み着き、幕末維新期の東京府内の治安はかなり悪化していた²³。そこで、明治元年(一八六八)東京府は治安維持の名目で取締強化を始め、香具師と称して盛り場に潜入している怪しい輩がいた場合に密告するよう、各組の世話掛や名主宛てに次のような通知を出している。

香具師ト唱所々盛場又ハ在々マテモ罷出見世物売葉共外売歩行右之内ニハ尋之者姿ヲ替立交潜伏致シ候者モ可有之モ難計不取締ニ付以来重立候者方へ人別帳為被置世話致候者相撰ミ帳元為致府内定住之者ハ勿論他國ヨリ入込候者トモ身元出所等篤ト相札為記置聊ニテモ紛敷者有之候ハバ内密封書ヲ以申立候様致シ尤其方トモ支配場限入念人別屹ト相改不取締之儀無之様可致 元年十月²⁴

治安維持を目的として香具師の密告を奨励し、人別改めするように通告を出したのだが、その効果は薄かったようである。明治五年(一八七二)七月「遂ニ何様ノ申出モ不仕」といった具合に、ほとんど効果がなく、そこで「香具師」の職業としての名称を廃止するという強硬手段に出る。その理由は、官許の名の下、神社仏閣など「猥リニ縦横候哉ニ相聞自然取締邊ニモ関涉イタシ且ハ其名分ノ間ニ於ル無謂事ニ候」²⁵といったように、縦横無尽に大腕を振って不審者に盛り場を闊歩されるのは、取締り上問題があるというのである。香具師は鎌倉時代の頃から露店商人や大道芸人であり、江戸時代には幕府により十三種類の株組合に分けられていた。幕府の官許の下、全国を「徘徊」しており、旧徳川幕府の

時代には香具師と称した「隠密」が諸国を廻っていたと、明治新政府は警戒感を募らせていた。

明治元年（一八六八）と明治五年（一八七二）の盛り場を支えていた香具師を巡る布告だけを見ると、東京府内の盛り場から、取締りの強化で姿を消したように読める。そして、最終的に香具師の名称を廃止するという厳しい強硬措置まで取るのだが、香具師は「テキヤ」という呼称で戦後まで続いていることから、名称を廃止しただけで、取締りの実態は伴っていないかたどみてよい。

東京府は、治安維持の目的で東京府内の盛り場における香具師の取締りを強化してきたわけだが、次に社寺境内の他、火除地や街路などの広小路において、床店や葎簀張のいわゆる仮設小屋で営業をする小売業者に対しても、排除の動きに出た。

明治六年（一八七三）上野広小路に麦湯・甘酒・水菓子を商う麦湯の百日間の営業を許可した。これは仮設小屋が常設化していたものを、本来の意味での仮設化へと戻すことを意味していた。つまり文字通り許可された期間だけ営業を認めて、その期間が終わったら厳密に撤去させることにしたのである。両国の広小路に代表されるような、見世物の仮設小屋が常設化していった江戸以来の盛り場が、臨時の仮設小屋はあくまでも臨時で、期限が過ぎると撤去するという厳密な意味で解釈される取締り強化策であった。

このように明治初年から明治十年（一八七七）頃まで相次いだ規制の強化が、悪場所的な盛り場であった両国などの衰退につながっていった。さらに追い打ちをかけるように、明治末頃を境に水運から鉄道を中心とした陸運への転換がなされた。決定的だったのは終点のターミナル駅から鉄橋の建設によって通過駅になってしまったことで、江戸の盛り場的な両国の賑わいは完全に失われてしまった。

人の流れが変わり次第に活気がなくなっていくように、上野の広小路

も明治五年（一八七二）東京違式註違条例により取締り対象が強化され、例えば「裸体又ハ袒裼シ、或ハ股脛ヲ露ハシ、醜体ヲナス者」「男女相撲並ニ蛇遣ヒ、其他醜体ヲ見世物ニ出ス者」「男ニシテ女粧シ、女ニシテ男粧シ或ハ奇怪ノ粉飾ヲ為シテ醜態ヲ露ハス者」に代表されるように、公然と黙認されていた公道における見世物興行は、公の空間＝上野公園から、いわゆる「猥雑な芸能」として排除された。東京府と警視庁の統制の下、江戸以来の盛り場の見世物は浅草公園に収斂されていったのである。社寺や橋のたもとに設けられた火除地等の広小路の聖域＝アジール空間から、東京府や警視庁によって、「見世物」はある一定の区域に追い込まれていったのである。

四 盛り場における収税強化

前節でみたように広小路や橋詰などに仮設と称して設けられた床店や葎簀張が建ち並び、そこでの飲食の提供や見世物等の商売に対して取締りを強行した理由は、治安の維持や欧米の基準からみて非文明的と見なされ、それを排除しようという側面も否定できない。また馬車や人力車など車社会の到来による公道の確保という、新しい時代への対応を迫られたことも背景として考えられる。しかし、明治政府にとって、租税の確保という実利的な側面から、取締りを強化する必要があった。それはつまり、米の収穫高に基づき土地を使用する者から年貢を徴収する体制から、土地の所有者を確定させ、地価を算定し、その土地所有者に納税の義務を負わせるといった徴税方式に転換したことが大きく影響している。すなわち明治六年（一八七三）の地租改正である。

土地所有者から税を徴収するためには、地租の基礎となる土地の価格と測量を厳密に行い、地価を算定しなければならなかった。その過程で、公有地であるはずの火除地などの広小路や河岸地で仮設と称して設置さ

【表2】床店葭簀張許可一覧

大区	地区	床店（軒）	葭簀張換算（軒）
第1大区	両国橋際	12	8
	浅草御門	15	10
	横山町	16	11
	柳原	148	105
	美倉橋際	10	7
	豊島町	39	27
	東龍閑町	98	69
	岩本町	55	38
	和泉橋際	10	7
	神田柳町	126	75
	神田小柳町	73	52
筋違御門外	22	15	
小計		624	424
第2大区	土橋原	14	10
	虎御門外	15	10
小計		29	20
第3大区	市谷八幡町	40	28
	市谷田町	75	52
	市谷船河原町	3	2
	神楽町	70	49
	牛込揚場町	3	2
	赤坂御門外	14	10
小計		205	143
第4大区	水道橋内	24	16
	水道橋外	55	37
	隆慶橋際	13	9
小計		92	62
第5大区	筋違御門外	13	9
	日本堤	84	58
小計		97	67
第6大区	両国橋東	10	7
合計		960	656

『東京市史稿市街篇五十四』（東京都、1963年）p293-296を参考に筆者が作成。

れた見世物小屋や床店・葭簀張で営業を行っていた小売業者からの、徹底した徴税が不可欠であった。

明治五年（一八七二）東京違式註違条例により、「願ナク」床店や葭簀張を建てることを禁じ罰金を徴収することになったのだが、翌年の明治六年（一八七三）二月から、街路に設置された違法営業の床店等を撤去し、「場所ヲ選ビテ床店葭簀張ヲ許可」する方策を取り始めた²⁶。

東京府から各大区戸長に宛て、近年、床店葭簀張に加えて、人力車や床店が往來に張出して妨げになっていくだけではなく、既に地券が発行されているので、「無税の地」で商売をすることは無くなったはずであり、例え許可された営業であっても、撤去の対象になることを次のとおり告げている。

既ニ地券御発行相成居候上ハ、無税之地ニ於テ商業相管候儀無謂事ニ付、仮令願済之床店迎モ前断往還ニ差出候分ハ来ル晦日ニ限り取払可申候²⁷

往來の妨げにならない場所で営業が許可された床店と葭簀張の店舗は、東京府内では皇居の東、隅田川以西、神田上水の南側に位置する第一大区に集中している。その中でも万世橋から浅草橋までの間、神田川の南側岸地、柳原で許可された床店が一番多かったことがわかる【表2】。

東京府から出された明治九年（一八七六）七月五日通達「旧火除地貸渡心得方」にある最初の三箇条から、臨時出店の許可制と土地所有者に

よる納税の義務に関する事項を抜粋する。①一時的に出店する出稼ぎの者に限り借地を許可すること、②旧火除地で見世物興行をする場合は、坪数に応じて定額の借地料を納付すること、③見世物興行中は正規の府税を納付することと規定し、土地所有者に対して納税の義務を課し、見世物等の興行を行う者に対して、借地の条件を提示した²⁸。

一 見世物類及諸興行物其他遊翫ニ属スル一時出稼之者ニ限り借地允許可相成事

一 借地スルモノハ定額之借地料ヲ坪数ニ應シ毎月末上納之事

一 諸興行見世物類開業中ハ成規之通府税上納之事

また、明治十年（一八七七）四月十七日、東京府の管轄になった芝公園内での揚弓店の開業届出が、警視庁を経由して東京府へ提出された際、「収税之都合」もあるため、戸長を通じて書類を再提出させるよう回答した東京府と警視庁の往復文書からも、出店と徴税が一体であったことがわかる²⁹。

さらに、『東京名勝図会』明治十年（一八七七）の中で、近代郵便発祥の地として有名な開化建築の一つ、駅通局が建てられた四日市を描いた場面に、床店や葎簀張の店が撤去された理由が書かれている。先に挙げた布達を裏付けるように、「無税の地」に建てられたこれらの仮設店舗が一掃されて、広い街路となった様子を次のように伝えている。

四日市は（筆者註）日本橋の東に当り江戸橋との間に在る街市を謂ふ。以前は床店繁盛の地なりしが、明治六年二月に無税の地に設けたる床店葎簀張取除きの布令有りてより、方今広濶の通街と成れり³⁰

見世物小屋が江戸橋広小路に建ち並び、河岸地や広小路において比較

的自由かつ多様性に富み、賑わいを見せていた江戸以来の盛り場空間は、収税の強化という実利的な観点からも、その姿を大きく変えていったのである。隅田川の兩岸に位置する水辺の解放区、両国橋の広小路、上野山下広小路の俗界に開けた盛り場は、江戸から東京への移り変わりとともに、収税という経済的な側面からも、公道からの撤退を余儀なくされたのである。

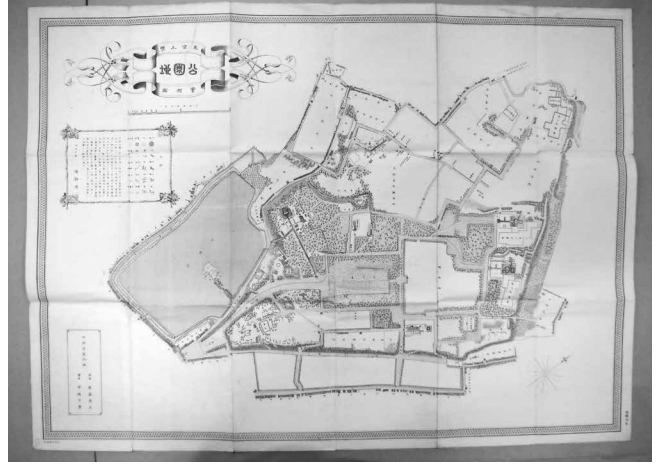
五 見世物興行からの脱却 博覧会場としての上野公園

上野公園が内務省博物館の所管になって、国策を国民に浸透させる空間として、本格的に公園として整備を始めようとしていた頃の博物館が発行した地図が残っている【図6】。その公園地図には博物館による公園の概略が示されている。

上野公園ハ公園ヲ皇城ノ良位ニ占メ東京第五大区七小区ヨリ十小区ニ跨リ官有地及ヒ諸家墳墓ノ地ヲ併セテ周圍式千八百七拾七間面積式拾九万六千六百拾坪ナリ 此地ハ明治六年第四府下一般ノ公園ト為シ東京府之ヲ主管ス九年一月更ラニ内務省ニ属セシメ本局ニ委任ス爾来道路ヲ齊整シ藜莽ヲ開拓シ池塘ヲ修築シ橋梁ヲ架設シテ今図スル所ノ景況ニ至ルト雖モ其工業尚未タ半ニ過キス宜ク漸次修營シテ借樂ノ一勝境ト為ス

明治十年 博物館³¹

上野公園は、皇城から見ても立地条件に恵まれ、二九万六、六〇〇坪という広大な敷地面積を誇っていた。明治六年（一八七三）四月に東京府の管轄になったが、明治九年（一八七六）一月に公園は内務省の所管となり、内務省博物館が道路を整備し、生い茂る草木を刈り、公園とし



【図6】「東京上野公園地実測図」資料番号94203112

て整備を進めた。この公園地図が作成された明治十年（一八七七）当時は、まだ「偕楽ノ一勝境」をなすという公園の目的は道半ばであった。博物局が作成した地図を見ると、公園中央の「竹の台」にはその名のとおり、竹が生い茂り「兵どもが夢の跡」である。博物局や文部省用地の記載はあるが、具体的な施設の建設は着手されていない。

記念すべき第一回国勸業博覧会は内務卿大久保利通の主導で進められ、明治十年（一八七七）八月二日から十一月三十日までの間で、四五万四、一六八人の入場者を数えている。入場者の中には地方から上京した人数も含まれるので一概には言えないが、東京府の人口が八九万〇、六八一人であったことから、約半分が見たことになる驚異的な数字である。しかも、開催時期は西南戦争の最中というから驚きを禁じ得ない。

内国勸業博覧会は、美術本館、農業館、機械館、園芸館、動物館と建物毎に分類され、前年のフィラデルフィア万博にならって大きく六つの部門（鉱業及び冶金術、製造物、美術、機械、農業、園芸）から構成され、素材・製法・品質・調整・効用・価値・価格などの基準で審査が行われた。「内国勸業博覧会規則」の第二条を次に抜粋するが、博覧会とは何を目的にするべきなのかが、説明されている。

珍敷品物タリトモ都テカワタノ鳥獣虫魚又ハ古代ノ瓦曲玉書画等ノ類ハ此会出スヘカラス先ツ出品ノ大概ハ人々必要ノ物ニテ追々繁盛ニ致度キ見込アルモノ又ハ御国内へ売弘メント思フモノ或ハ外国へ売捌カントスル物歟其外手際ノ良キ物又ハ考ヘノ巧ナル事ヲ較フル等ヲ以テ専一トナスヘシ³²

すなわち、江戸以来の見世物を中心とした盛り場からの決別を宣言しているのである。博覧会が江戸以来の物産会や見世物と決定的に違うのは何か、ここで具体的に例示されているのである。見世物や大道芸ひしめく江戸以来の悪場所的な盛り場に代わり、分類された物品が整然と並び、効率的に比較検討が可能な、主催者の意図する内容に統制された商品展示場としての近代的な空間を演出しようというのだ。

市井で人気を博した伝統的な見世物興行といった、珍しい物品、珍獣の類、古代の瓦や勾玉、書画骨董は博覧会に出品するべきではないというのである。これからの時代「追々繁盛」するもの、つまり殖産興業の発展に資するものを展示しなければならないのである。技芸の発展のためには、最新の成果を効率的に比較検証することが求められ、最終的には国内外に販路を拡大できるように有用な商品を開発することが、博覧会の目的であった。

一方、小野良平によれば、縁日的な空間、明らかに江戸以来の開帳、

見世物の系譜を受け継ぐ盛り場空間が、第一回国勸業博覧会会場の付属売物店にもち込まれたという。近代的Ⅱ西欧的Ⅱ公式(博覧会会場内)と相対して、前近代的Ⅱ江戸的Ⅱ非公式(博覧会会場外)という構図が成り立ち、公式と非公式という形で、江戸なるものと明治の近代的なものとの共存について言及しているが、興味深い指摘である。

ここからは私の見解だが、寺社の境内で秘仏を公開する御開帳や、その門前に建ち並ぶ出店や、見世物小屋を観光することは江戸の庶民の娯楽であった。この御開帳の舞台となった寺社Ⅱ博覧会を開催する洋風建築の神殿に、珍しいものを拝むⅡ新しいものを拝観するというパラダイムシフトが成り立つ。ただし、場所と内容が江戸から東京になって変換され、主催者は博覧会に見世物からの脱却を求めたが、見る側の観客に主催者の意図がどの程度伝わっていたのかは疑わしい。観客Ⅱ見る側に博覧会が抵抗なく受入れられたのは、江戸の盛り場で展開された多様な見世物や床店の祝祭空間を見て歩く、観賞行為が経験として有効に作用したと考えられる。

六 博覧会から勸工場、そして百貨店へ

これまで見てきたとおり、広小路などの街路で行われていた見世物興行や床店・葎簀張の店舗は、車社会の到来や収税の強化のために街路から撤去されていった。上野公園は徳川家の聖地とその周辺に形成された江戸的なるもの、つまり見世物からの脱却を図り、博覧会場として新しい役割を担うことになった。そして、その博覧会に行幸した天皇を、国民に見せる空間としても利用されていったのである。

博覧会では効率よく多くの観客に見せるため、建物毎に分類して並べ、比較検討できるような展示方式が採用された【図7・口絵4】。つまり、建物の中に陳列された品を、観客が見て歩くスタイルが確立していく。

肯定的に捉えれば自由で多様に富んだ珍品・珍獣・寄席・見世物などがひしめく盛り場の空間から、整然と分類され並べられ展示されたものを鑑賞し、知識を獲得する空間へと転換を図ったのであった。良賈は深く蔵して店頭に飾らず、対面販売の座売りが基本の江戸時代に比して、明治新政府は、巨大な建物の空間の中に、全国から集めた物品を一堂に並べ、その並べられた大量の物品の周りを大勢の観客が見て回る方式の導入を目指したのである。

博覧会が終わった後、その陳列方式は勸工場に受け継がれる。公園という「偕楽の地」に設けられた博覧会場の建物から、庭園を敷設する敷地内の建物の中に、陳列方式が移設されていった。博覧会から勸工場へのつながりを語る際、度々引用される平出鏗二郎『東京風俗志』の一節がある。博覧会から勸工場への移ろいを端的に物語る重要な証言であるため該当部分を紹介する。

勸工場は区々に一二の設けなきはなく、初め明治十年第一回国勸業博覧会の閉ざさるるに当りて、第一勸工場を麴町区永楽町に設立して、其残品を売捌くこととなせり。(所謂瀧ノ口勸工場)。是我國工



【図7】歌川広重(3代)画「東京上野公園内国勸業博覧観美術館裝飾之図」
明治10年(1877) 資料番号91220422～24

場の権輿とす。後芝公園に移す。即ち今の東京勸工場にして、都下に最も盛大なるものなり。二十二年第三回内国勸業博覧会の閉ざるる際、また其残品を処分せんとして、上野の内国商品陳列館ここに起る³³。

この勸工場については博覧会の系譜を引き継いだ形態であるとともに、「常設化された博覧会空間として考えられていた」と吉見俊哉は見³⁴る。勸工場に関する研究は初田亨『東京都の明治』や『百貨店の誕生』に詳しい。以下、初田の研究を参照しながら、勸工場の役割や系譜、そして最終的に百貨店へと収斂されていく過程を追ってみたい³⁵。

勸工場の特徴は何と言っても、それまで座売り方式の店舗が一般的だったものが、商品を陳列して販売する陳列販売方式に転換したことにある。この座売りから陳列販売への劇的な変化は、人々に商品の購入を直接の目的とせず、陳列された品物を見物し、その賑わいを楽しむという新たな発見をもたらしたのだった。

冒頭に紹介した東京府が設置した永楽町（辰ノ口）は、ロンドンのバザーやニューヨークのフェアを模範とした立派な庭園をもつ、一種の快楽園を理想としていたようである【図8】。物品陳列の魅力によって人々の興味をひくというより、庭園といった付属物の魅力で、人々を惹きつけていった。

永楽町の勸工場は東京府の方針で明治十三年（一八八〇）民営化され、勸工場は性格の異なる二つの方向性で別々の発展を遂げることになる。一つは永楽町の勸工場のように快楽園としての系譜を持つ浅草勸業場であり、もう一方は庭園もなく一つの建物内で完結する京橋勸業場の形式に分かれていった。

明治二十年代後半から三十年代に全盛を迎えた勸工場は、庭園を持つ永楽町や浅草勸業場の系譜ではなく、一つの建物内に物品陳列が限定さ



【図8】「大日本東京府永楽町第一勸工場案内図」
資料番号91005984

れる京橋勸業場の流れをくむものであった。そして、明治三十年代に全盛を極めたのが、新橋のもとに設立された帝国博品館だった。ここで初田は重要な指摘をする。明治三十年代頃に勸工場を訪れる人々の中に見られたのは、商品の購入を直接の目的とするのではなく、売店に並べられた商品をぶらぶらと見て歩き、賑わいを楽しむ行為である。それは、近世の座売り方式の店舗では生まれにくく、勸工場のような陳列販売方式の店舗で、初めて発生するのである。しかし、勸工場が繁盛した期間是非常に短く、全盛の時にすでに「勸工場もの」と称される粗悪品の代名詞が登場するなど、その衰退は早かった。いわば勸工場は、近世から近代への橋渡しの役目を果たす、過渡的な都市の施設であった。

次に勸工場の衰退に代わって台頭してきたのが百貨店であった。初田の『百貨店の誕生』から要約すると、特定の商品を買うために百貨店に来るのではなく、百貨店に来てはじめてほしい品物を見つけるとい

転現象がみられるようになっていった。明治末に近い頃には、都市を享樂の対象として歩く街衢鑑賞という行為が東京で見られ始める。そして、勸工場が近代の都市生活の中に、消費を通じた楽しい場を提供する役割を果たしたとすれば、百貨店は東京に住む人にとって娯楽場となり、都市の中の散歩道や休憩所として利用される存在になり、百貨店をつくられた流行が、都市東京の文化として東京から全国に広まっていった。それがやがて大正時代の「銀ブラ」へと受け継がれていくのである。

しかし、明治三十年代以降の日本における百貨店は、海外の百貨店をモデルとして誕生しており、それまでの勸工場の流行を「直接」引き継いだものではないと、吉見は留保を付す³⁶。ただし、吉見も初田と同様、消費者による鑑賞行為を否定している訳ではない。博覧会と勸工場、そしてそれに百貨店が「一本の線につながれている」と主張する。歩きながら商品を見比べ、そのなかに「新しさ」を発見し、そうすること自体を楽しんでいくという、「見る」というまなざしの共通経験を、明治の民衆に提供したことについて、吉見も初田と同じ結論に至っている。

おわりに

徳川将軍家の墓所であるとともに、桜の名所として上野山下や広小路に形成された上野周辺の存在は、聖と俗が隣り合わせの地域であった。上野戦争を経て、公園に指定されると、見世物興行や床店・葎簀張の店々といった近世的なるものの脱却を図り、博覧会と天皇の行幸啓によるページの舞台となった。一方、江戸以来の見世物興行が一掃されたように見えるが、上野公園で第一回の内国勸業博覧会が実施された明治十年を事例に、浅草公園では公園Ⅱ東京府及び警視庁への許認可制で統制下に置かれるものの、江戸以来変わらぬ、見世物興行が行われていたことが確認された。

上野公園やその周辺に形成された盛り場は、国民国家統合の象徴である天皇のイメージを演出するための場所として利用するため、前時代的、つまり江戸の名残りは一掃された。その江戸時代的な見世物興行は浅草公園に収斂され、公園内という条件付きだが、生人形、西洋眼鏡、犬や猿等の鳥獣類の芸、細工、カラクリなどの見世物は興行の許可が降りている。明治になり江戸の見世物が完全に消えた訳ではなく、浅草公園の中に期間を定め、許認可制で包摂されていくのであった。東京府が管轄する公園において、官が管理する空間に見世物を押し込める動きは、明治初年の東京府内の治安悪化という状況からも都合が良かった。全国を巡る香具師が街路Ⅱ公道で自由に行う大道芸は、巡査が目光らせ、公園を管轄する東京府が許可を出す方式に改め、統制を徹底したのであった。

本来火除地として設けられた広小路に密集していた床店や葎簀張の仮設建物は、馬車や人力車といった新しい車の登場により、街路の往來を妨げるという交通の観点からも撤去が必要であった。さらに厳密な意味で許認可制による官の管理が必要になった背景には、収税の強化という喫緊の課題があった。

河岸地や広小路など「無税の地」で営まれていた床店・葎簀張などの仮設店舗から、府税を確実に収税するため、土地所有者に旧火除地で見世物興行をする場合は、期間を定めて坪数に応じた定額の借地料を払い、見世物興行中は府税を納付することを義務付けた。両国の東西橋詰めに代表されるような常設化された仮設の店舗を中心とした床店・葎簀張の盛り場は、官の管理に包摂されることになり、撤去を余儀なくされ、江戸から東京へと時代が移り変わるにしたがって、盛り場の景観を大きく変えていったのである。

江戸以来の系譜を引く見世物興行は浅草公園へ、明治という新しい時代に「追々繁盛」してくための国策の商品見本市である博覧会は、上野

公園で展開されていく。そして、博覧会から勸工場へ引き継がれた陳列販売方式が、明治後期の百貨店につながっていくのである。広小路で展開された盛り場の小売店舗を「はしご」する江戸の鑑賞行為より、不特定多数の鑑賞者を一挙に啓蒙するためには、公園という管理された空間内に建設された建物の中で、分類陳列された品物を見せる方が効率的であった。橋詰や広小路において雑多であるが、多様性のあった盛り場の祝祭空間から、公園という官の制約の下に管理され、さらに建物という建築物の中に展示された物品を「自由に」見て廻るといふ、新しい鑑賞行為が定着していったのである。

東京府勸工場に庭園があり、三越呉服店にも屋上庭園が敷設されるなど、「公園」を散策する要素がそこに継承されていく。なお、百貨店がビジネスモデルの一つとした米国の百貨店や、百貨店分野の先導企業であった三井呉服店については別稿で論じたい。

【註】

- 1 吉見俊哉『都市のドラマトウルギー 東京・盛り場の社会史』（弘文堂、一九八七年）一二八―一四八頁
- 2 タカシ・フジタニ『天皇のページェント 近代日本の歴史民族誌から』（NHKブックス、一九九四年）
- 3 原武史『可視化された帝国』（みすず書房、二〇〇一年）
- 4 石塚裕道『日本近代都市論 東京一八六八―一九二三』（東京大学出版会、一九九一年）
- 5 網野善彦『無縁・公界・楽』（平凡社、一九七八年）。陣内秀信『東京の空間人類学』（筑摩書房、一九九二年）。神崎宣武『盛り場の民俗史』（岩波書店、一九九三年）
- 6 小野良平『公園の誕生』（吉川弘文館、二〇〇三年）一三頁
- 7 『公園朱引内之儀ニテ、漸次位置等変換之為め為引払候儀も有之候テハ、其時之住民難渋を可致候儀ニ付、人民住居之為貸渡候儀ハ不聞届儀と可相心得事 明治九年一月九日 内務卿 大久保利通印』（『東京市史稿市街篇第五十八』（東京都、一九六九年）八〇九頁
- 8 『上野公園之儀、漸次整頓ニ趣キ候ニ付、園内ニ於テ諸品立売檐売或ハ音曲ヲ以錢ヲ乞フ者等有之候テハ不体裁ノ至ニ付、自今該園内ニ限り右様ノ類一切徘徊不相成候條、此旨布達候事』（『東京市史稿市街篇第五十八』（東京都、一九六九年）三〇七頁
- 9 江戸の芝居と遊里は幕府の官許を失い衰退した。寺地上知令によって、市街地内部に生じた浅草は、計画的に造成・整備された作られた盛り場であったと守屋毅は見る。守屋毅『近代「盛り場」考―新京極・千日前・浅草―』（『文明開化の研究』岩波書店、一九七九年所収）
- 10 児玉幸多「車長持から大八車へ」（『江戸東京歴史探検第二巻 江戸の町を歩いてみる』中央公論新社、二〇〇二年所収）八二―八三頁
- 11 東京大学史料編纂所『大日本古文書』幕末外国関係文書三十九（東京大学、一九八三年）五五―五六頁。「其国之制度に従ふべきは、其許にも承知之事なれば、今将多言を用る事なし」。
- 12 同右書『大日本古文書』幕末外国関係文書三十九、六五―六六頁。最終的に江戸市中への馬車乗入れは許可されなかった。その理由は郷に入つては郷に従えというものであった。「其許乗車出行之儀は、先般も申入れし如く、我国制度於て用ひざる処にして、往来人民も亦、其進退に慣れされハ、路頭之差支ひ幾

- 多たり、勿論神奈川表は、都下混雑の如くならずといへとも、諸家参勤交代の往還なれば、其障り有る処は、都下とまだ同し、仮令各国において、右等の制度ありといふとも、我国の制度に従ん事、和親の本旨と謂ふへけれ」(同書『大日本古文書』幕末外国関係文書三十九、一九六一―一九七頁)
- 13 齋藤俊彦『くるまたちの社会史』(中公新書、一九九七年)二十三頁
- 14 『横浜沿革史 全』(有隣堂、一九七〇年)二八頁。「明治二年(一八六九)四月の広告にイギリス人「ランガン」「ジヨオジ」乗合馬車営業開始、明治二年(一八六九)五月に鳴(原文ママ)駒屋、横浜吉田橋から東京日本橋間、片道四時間」とある。
- 15 大築拙蔵『遷卒勤方問答』(横浜活版社、一八七二年)八頁
- 16 「第一号 神奈川ヨリ同所青木町於テ米人馬車ニテ老婆へ乗駟負傷終ニ死去一件書類回送同公使へ照会ヲ請フ旨ノ来翰 明治三年三月月日不知付属 神奈川県権少属老婆負傷一件取調」神奈川県下神奈川駅ニ於テ米国人「ジョンソン」馬車馳駆山田栄蔵妻「ユウ」負傷一件」(請求記号四：二、五、十七号) 外務省外交史料館蔵。
- 17 一、馬車通行逢候節は、互ニ左ニ寄過失無之様可致、且往来歩行之者迷惑不様専ら心掛可申事。
一、馬車通行之節、掛ケ聲等不致候故往来人共不意に驚候儀も有之候ニ付、目印之小旗相立、馬えは鈴等多分ニ相付、耳目え達候可致事。但、右小旗えは東京府改印受可申事。
一、馬車之往返迅速を主とせず、故障無之を第一と心得可申。萬一往来人え怪我等為致ハ、吟味之上、其節之始末ニ急度曲事申付候間、入念為取扱可申事。
- 18 右は明治二年四月に出された馬車通行の際の規則書。馬車規則に明記されるように、すれ違う時、お互い左に避けるという衝突回避方向が、車社会における日本の左側通行の始まりといえるかもしれない。『東京市史稿市街篇』(東京都、一九六一年)
- 19 前註16同掲書「第一号 附属 米領事ヨリ神奈川県知事参事へノ返翰」外務省外交史料館蔵
- 20 前註16同掲書「第十一号 米公使ヨリ前件馬車ノ御者更ニ裁判ニ及ヒ難キ旨云々ノ来翰」外務省外交史料館蔵
- 事故現場の神奈川宿神奈川町字西之町に住む小林長右衛門は英国領事裁判にお

- いて「ユウ義ハ平常耳不通用ニ御座候」と、「ユウ」の耳が不自由であったことを証言した。被害者山田「ユウ」の息子である山田文蔵は事故があった時「農業ニ罷出、右場所ヨリ使之モノ来り候ニ付、駆付驚候迄之義」と、事故現場を目撃しておらず、馬車会社の明らか過ぎた証明できなかった。(前註16同掲書「第二十九号〇神奈川県裁判所ヨリ前件照会ノ書類回送ノ来翰」外務省外交史料館蔵)
- 21 明治四年(一八七二)十二月府下人力車総数は一〇、八二〇輛(『東京市史稿市街篇第五十二』(東京都、一九六二年)六二三頁)
- 22 「ヤシ」とは、全国を巡回する露店商人や大道芸人たちであり、江戸中期以降に組織化が進んだ。江戸期の幕藩体制は、定着型の社会組織を基盤としており、特定の地域に定住し年貢生産に励むことを社会的な是とした。したがって、非定住の「ヤシ」たちは、社会的に疎ましい存在であった。(前掲書、神崎宣武『盛り場の民俗史』四〇頁。江戸時代の香具師の業態や見世物興行との実態は守屋毅「江戸の見世物興行と香具師」に詳しい(『演劇学』第二十五号、早稲田大学演劇学会、一九八四年)。
- 23 拙稿「明治初年における警察制度創設過程についての考察―東京番人制度の成立を中心として」(東京都歴史文化財団編『東京都江戸東京博物館研究報告』第八号、二〇〇二年)
- 24 「東京府下香具師取締方」太政類典・第一編 慶應三年(明治四年)第八十五巻・保民・警保。国立国会図書館蔵
- 25 「香具師職名廃止ノ儀伺」公文録・明治五年・第八十四巻・壬申五月(七月)・東京府伺(五月・六月・七月) 国立公文書館蔵
- 26 『東京市史稿市街篇第五十四』(東京都、一九六三年)二九〇頁
- 27 同右書『東京市史稿市街篇第五十四』二九二頁
- 28 「番外 第三大区四小区・第五大区四小区区長戸長へ神田花岡町飯田町四丁目見世物興行の儀新規開業及日延願など差許す旨営業人へ達越 大警視川路利良代理中警視安藤則命 五月十四日」一一五―一一六頁。東京都公文書館蔵
- 29 「芝公園内にて沼田定次郎揚弓場開店願回答」(公園地観セ物等警視往復(庶務課) 明治九年十一月起十一月十二月二至ル) 東京都公文書館蔵。請求記号六〇九・D五・〇六。「南伝馬町老丁目沼田定次郎芝公園地内ニ於テ揚弓場開業出願ニ付御照会之趣承知致シ候右ハ即今差支無之候得共取税之都合モ有之候」と第二大区五小区戸長より再度出願させる旨、東京府は警視庁に回答して

- 30 岡部啓五郎『東京名勝図会』上巻（一八七七年）五頁。早稲田大学所蔵。丸山宏によると、土地を租税の対象とし、土地の属性を分類する過程で、必然的に「公園」が規定され、明治六年（一八七三）一月十五日太政官布告第十六号により公園が法制化されたという。丸山宏『近代日本公園史の研究』（一九九四年、思文閣出版）
- 31 「東京上野公園地実測図」東京都江戸東京博物館所蔵。資料番号 94203112
- 32 「明治十年内国勸業博覧会規則」東京都江戸東京博物館所蔵。資料番号 90208370
- 33 平出鏗二郎『東京風俗志』（富山房、明治三十二年、平成二年覆刻）三五―三六頁
- 34 吉見俊哉『博覧会の政治学』（中公文庫、一九九二年）一三五―一四一頁
- 35 勸工場については特に断りがない限り初田亨『東京 都市の明治』（ちくま学芸文庫、一九九四年）によった。勸工場から百貨店につながる系譜は初田亨『百貨店の誕生 明治大正昭和の都市文化を演出した百貨店と勸工場の近代史』（三省堂、一九九三年）から要約した。
- 36 前註34前掲書、吉見俊哉『博覧会の政治学』